

# 大洲市新生活様式対応商品開発等支援給付金 のお知らせ

**NEW**

令和3年4月12日現在

大洲市は、新しい生活様式の実践例に対応した商品開発又はインターネットやスマートフォンアプリを活用した新たなビジネス展開に取り組む事業主に対し、新型コロナウイルス感染症に起因する社会環境の変化を好機へと変える中小企業者等の前向きな取組を促進し、中小企業者等の経営の安定化や地域経済の活性化を図るため、愛媛県の新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金（以下、「県補助金」という。）の支給に併せて上記給付金を支給します！！

## 1 対象者

対象者（いずれにも該当すること。）

- ① 市内に主たる事業所又は店舗を有する法人又は個人であること。
- ② 県補助金交付確定通知を受けた事業主であること。
- ③ 納期の到来した市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。
- ④ 今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- ⑤ 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。



## 2 支給額

支給額

- ① 県補助金の支給率が **2/3**（連携体枠） ⇒ 県補助金交付確定額の **1/8**
- ② 県補助金の支給率が **1/2**（一般枠） ⇒ 県補助金交付確定額の **1/2**

支給上限

1事業者当たり125万円を限度とする。



### 〈注意事項〉

※①の連携体枠において、当該給付金の対象となるのは、市内事業者が行う事業に限ります。

例えば、県補助金対象の連携体が市内事業者と市外事業者を構成員にもつ場合、市内事業者が行った事業に係る県補助金交付確定額の1/8が、当該給付金の支給額となります。

上記の例において、県補助金の申請を行う代表事業者が市外企業で、かつ連携体に市内事業者が含まれる場合には、連携体内の市内事業者が代表となって当該給付金の申請を行ってください。

### 3 支給申請



#### 申請書類

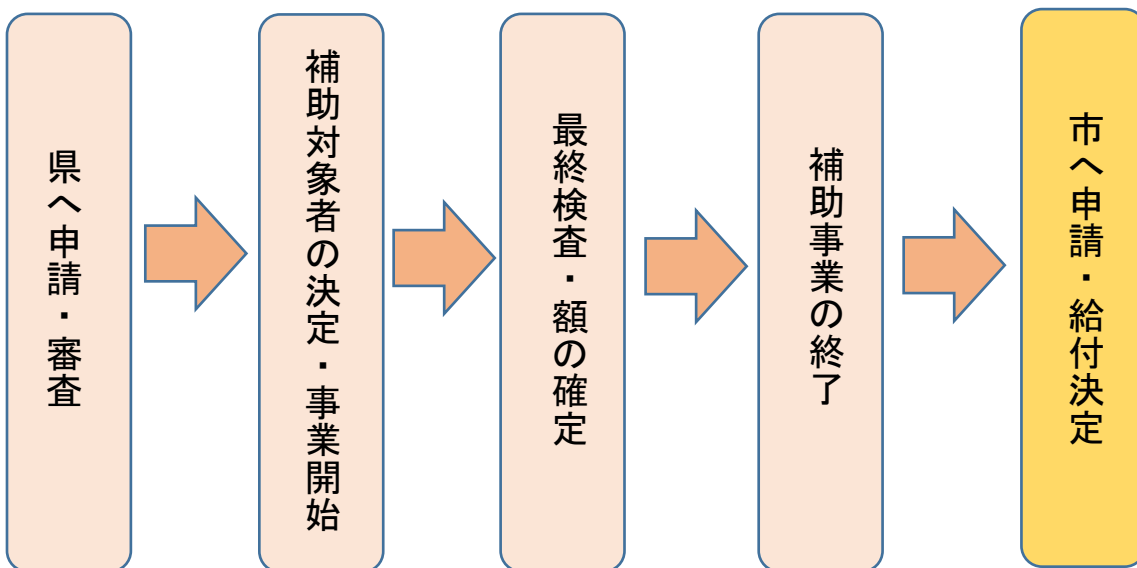
- ① 大洲市新生活様式対応商品開発等支援給付金支給申請書（様式第1号）  
※大洲市HP（大洲市HPから「新生活様式」で検索）からダウンロードできます。
- ② 県補助金交付確定通知の写し
- ③ 主たる事業所が大洲市内にあることが確認できる資料（法人の場合は登記事項証明書など）
- ④ 市税納税証明書
- ⑤ 給付対象事業の概要が確認できる書類（パンフレットやチラシなど）
- ⑥ ほか市長が必要と認める書類

#### 申請期間

令和3年4月12日～令和4年3月31日



### 4 申請フロー（概要）



※愛媛県の新生活様式対応商品開発等支援事業費補助金の申請について、詳しくは県のHPをご参照ください。  
(<https://www.pref.ehime.jp/h30300/sinseikatu/semina.html>)

### 5 問い合わせ

大洲市役所 商工産業課 商工振興係 Tel:0893-24-1722

